

専決処分の報告について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書



議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月2日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方自治法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第1号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号に規定する契約の種類及び金額並びに同項第8号に規定する財産の処分又は取得に係る種類及び金額について、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2の2</u>に規定する基準に従い、必要な事項を定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号に規定する契約の種類及び金額並びに同項第8号に規定する財産の処分又は取得に係る種類及び金額について、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2</u>に規定する基準に従い、必要な事項を定める。</p>